

軽自動車税の税率が変わります

地方税法の一部改正に伴い、平成28年度以降の軽自動車税の税率が下記の表のとおりとなります。

○原動機付き自転車、小型特殊車及び二輪車等

車種		税率(年額)	
原動機付き自転車	二輪で総排気量が50cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊車両	農耕作業用 (コンバイン、 トラクター等)	二輪のもの	2,000円
		四輪のもの	1,000cc以下 1,000cc超え
	その他の特殊作業用(フォークリフト等)		5,900円
	軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの・被牽引車	3,600円
二輪小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

○三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分 (軽自動車)	税率(年額)		重課税率(年額) 新規検査から13年 経過した車両		
	平成27年3月31日以前 に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後 に新規検査を受けた車両			
四輪以上で 総排気量が 660cc以下 のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	3,900円	4,600円	

◇グリーン化特例(軽課)

上記の表中で平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、平成28年度に限り軽自動車税が軽減されます。対象要件及び税率は次のとおりです。

対象・要件等			特例措置の内容
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NO _x 10%以上低減)			概ね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
	平成17年排ガス 規制75%低減 (☆☆☆☆)	乗用車:平成32年度燃費基準+20%達成 軽貨物車:平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
		乗用車:平成32年度燃費基準達成 軽貨物車:平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

○グリーン化特例(軽課)適用の軽自動車

車両区分 (軽自動車)	税率(年額)				
	概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減		
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239